

III これまでの閣議決定

公的年金制度の改革について

[昭和 59 年 2 月 24 日]
閣 議 決 定

高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、次のような改革を推進するものとする。

1. 昭和 59 年において、国民年金、厚生年金保険及び船員保険制度について、次の措置を講ずる。
 - (1) 国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者及びその配偶者に拡大し、共通の基礎年金を支給する制度とともに、厚生年金保険は、基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金給付を行う制度とする。
なお、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合する。
 - (2) これらの年金制度における給付と負担の長期的な均衡を確保するため、将来の給付水準の適正化を図る等の措置を計画的に講ずるとともに、婦人の年金権の確立及び障害年金の充実等の改革を進める。
2. 昭和 60 年においては、共済年金について、上記の基礎年金の導入を図る等の改革の趣旨に沿った制度改革を行う。
3. 上記 1 及び 2 の改革は、昭和 61 年度から実施する。
4. 昭和 61 年度以降においては、以上の措置を踏まえ、給付と負担の両面において制度間調整を進める。これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和 70 年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。

公的年金制度の再編成の推進について

〔 平成 8 年 3 月 8 日 〕
閣 議 決 定

公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、これまで逐次、全国民共通の基礎年金制度の導入、被用者年金制度の給付の公平化等の改革を進めてきたところであるが、今後、更に就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し制度の安定化と公平化を図るため、次のような再編成を推進するものとする。

1. 被用者年金制度の再編成については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、これを行うものとする。
2. 被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、各制度の目的、機能、過去の運営努力等についても配慮し、各制度が今後21世紀にかけて成熟化する段階において以下のような漸進的な対応を進めつつ、その統一的な枠組みの形成を目指すものとする。
 - (1) 再編成の第一段階として、既に民営化・株式会社化しており、かつ、成熟化が最も進行している日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合を、平成9年度に厚生年金保険に統合する。その際、統合前の期間に係る給付費については、費用負担の平準化を図りつつ、被用者年金制度全体で支え合う措置を講ずる。
 - (2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、それぞれの成熟化の状況等に応じ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、公務員制度としての在り方をも踏まえつつ、まず両制度において財政安定化のための措置を検討する。
 - (3) 農林漁業団体職員共済組合については、構成団体の組織整備の進展が制度基盤に与える影響を、また私立学校教職員共済組合については、その成熟化の進展等を踏まえつつ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置付けについて検討を行う。
3. 被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、社会保障制度審議会年金数理部会に要請し、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに検証を行うものとする。
4. 年金現業業務については、制度運営の適正化・効率化及び加入者・受給者サービスの向上を図るため、基礎年金番号の導入等その統一的な処理を推進する。

公的年金制度の一元化の推進について

〔 平成13年3月16日
閣議決定 〕

就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図るため、公的年金制度の一元化を推進してきたところであるが、今後、次に掲げるところによりその更なる推進を図るものとする。

1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める。

- (1) 農林漁業団体職員共済組合については、平成14年度に厚生年金保険に統合する。
- (2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図る。このため、速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施する。
- (3) 私立学校教職員共済については、公的年金制度に係る共通部分についての費用負担の平準化を図る見地から、次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しを行うべく検討を行う、また、被用者年金制度における私立学校教職員共済の位置付けについて、上記の国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合における検討と並行して、次期財政再計算時までに具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

2 さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。

3 社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることが要請するものとする。

あわせて、同部会において、被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの所要の検討、検証がなされるよう要請するものとする。

IV 公的年金制度の財政再計算に関する規定、通知等

①厚生年金保険

(平成16年改正前)

厚生年金保険法第81条第4項

保険料率は保険給付に要する費用（基礎年金拠出金を含む。）の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも5年ごとに、この基準に従って再計算されるべきものとする。

同条第6項

前項の保険料率は、その率が第4項の基準に適合するに至るまでの間、段階的に引き上げられるべきものとする。

(平成16年改正後)

厚生年金保険法第2条の4 第1項

政府は、少なくとも5年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る收支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（以下「財政の現況及び見通し」という。）を作成しなければならない。

同条第2項

前項の財政均衡期間（第34条第1項において「財政均衡期間」という。）は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね100年間とする。

同条第3項

政府は、第1項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

②国家公務員共済組合

(平成16年改正前)

国家公務員共済組合法 第99条

組合の給付に要する費用（老人保健拠出金、退職者給付拠出金、介護納付金及び基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。第3項において同じ。）のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第3号に規定する費用については、少なくとも5年ごとに再計算を行うものとする。

一、二 【略】

三 長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（第三項（第一号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。同項第二号において同じ。）については、その費用の予想額と同号の掛金及び負担金の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるようすること。

国家公務員共済組合法施行令 第12条第2項

組合の長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（法第99条第3項（第1号を除く。）の規定による国等の負担に係るものを除く。）を含み、同条第2項第3号に掲げるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。）は、すべての組合の最近の数年間における次に掲げる事項及び当該基礎年金拠出金の納付に要する費用の予想額を基礎として、財務大臣の定める方法により算定するものとする。ただし、当該事項によることが適当でないと認められる場合には、財務大臣の定めるところにより、厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料におけるこれらの事項に相当する事項その他適当な事項を基礎とすることができる。

- 一 組合員のうち退職した者、障害の状態となった者及び死亡した者の数の組合員の総数に対する組合員期間別及び年齢別の割合
- 二 年金である給付を受ける権利を失った者の数の年金である給付を受ける権利を有する者の数に対する年金の種類別及び受給者の年齢別の割合
- 三 組合員の組合員期間別及び年齢別の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額（法第42条の2第1項に規定する標準期末手当等の額をいう。以下同じ。）の平均額の上昇その他の変動の割合
- 四 初めて長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員を言う。以下同じ。）となった者のそのなった際の年齢の平均

同条第3項

法第100条第3項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合（以下この項において「掛金率」という。）は、短期給付に係るものにあっては、【略】

長期給付に係るものにあっては、財務大臣の定める基準に従って、掛金率を段階的に引き上げることによって、前項の規定により算定した費用の額と当該事業年度以後における掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが将来にわたって財政の均衡を保つことができるよう算定するものとする

（平成16年改正後）

国家公務員共済組合法第99条

組合の給付に要する費用（老人保健拠出金、退職者給付拠出金、介護納付金及び基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。第3項において同じ。）のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第3号に規定する費用については、少なくとも5年ごとに再計算を行うものとする。

一、二 【略】

三 長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（第3項（第1号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものとを除く。）を含み、次項第3号に掲げるものを除く。同項第2号において同じ。）については、その費用の予想額及び地方の組合の地方公務員等共済組合法第113条第1項第3号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第2号の掛金及び負担金の額、第35条の2第1項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第113条第2項第2号の掛金及び負担金の額、同法第24条の長期給付に充てるべき積立金及び同法第38条の8第1項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね100年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（国の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるようすること。

国家公務員共済組合法施行令 第12条第2項

組合の長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（法第99条第3項（第1号を除く。）の規定による国等の負担に係るものとを除く。）を含み、同条第2項第3号に掲げるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。）は、すべての組合の最近の数年間における次に掲げる事項及び当該基礎年金拠出金の納付に要する費用の予想額を基礎として、財務大臣の定める方法により算定するものとする。ただし、当該事項に

よることが適当でないと認められる場合には、財務大臣の定めるところにより、厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料におけるこれらの事項に相当する事項その他の適当な事項を基礎とすることができます。

- 一 組合員のうち退職した者、障害の状態となった者及び死亡した者の数の組合員の総数に対する組合員期間別及び年齢別の割合
- 二 年金である給付を受ける権利を失った者の数の年金である給付を受ける権利を有する者の数に対する年金の種類別及び受給者の年齢別の割合
- 三 組合員の組合員期間別及び年齢別の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の平均額の上昇その他の変動の割合
- 四 初めて長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）となった者のそのなった際の年齢の平均

同条第3項

法第100条第3項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合（以下この項において「掛け率」という。）は、短期給付に係るものにあっては、【略】

長期給付に係るものにあっては、財務大臣の定める基準に従って、掛け率を段階的に引き上げることによって、前項の規定により算定した費用の額及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第28条第3項の規定により算定した同項に規定する長期給付に要する費用の合計額と、当該事業年度以後における掛け率及び負担金の額、法第35条の2第1項の長期給付に充てるべき積立金（以下この項において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の合計額並びに地方公務員等共済組合法第113条第2項第2号の掛け率及び負担金の額、同法第24条の長期給付に充てるべき積立金及び同法第38条の8第1項に規定する長期給付積立金（以下この項において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、法第99条第1項に規定する再計算を行う年以降おおむね100年間に相当する期間の終了時に必要な額の積立金（国の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるように算定するものとする。

③地方公務員共済組合

(平成16年改正前)

地方公務員等共済組合法 第113条

組合の給付に要する費用（老人保健法第53条第1項に規定する拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条の2第1項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）並びに介護保険法第150条第1項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに基盤年金拠出金に係る負担に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用【略】長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第3項第2号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものと除く。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）にあってはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第3号に規定する費用については、少なくとも5年ごとに再計算を行うものとする。

一、二 【略】

三 長期給付に要する費用については、その費用の予想額と次項第2号及び第3号の掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたって財政の均衡を保つことができるよう定める。

地方公務員等共済組合法施行令 第28条第3項

組合の長期給付に要する費用（法第113条第1項に規定する長期給付に要する費用をいう。以下この条において同じ。）は、すべての組合の最近の数年間における組合員に係る次に掲げる事項及び基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の予想額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。ただし、当該事項によることが適当でないと認められる場合には、総務大臣の定めるところにより、厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料におけるこれらの事項に相当する事項その他適当な事項を基礎とすることができる。

- 一 組合員のうち退職した者、障害の状態となった者及び死亡した者の数の組合員の総数に対する組合員期間別及び年齢別の割合
- 二 年金である給付を受ける権利を失った者の数の年金である給付を受ける権利を有する者に対する年金の種類別及び受給者の年齢別の割合
- 三 組合員の組合員期間別及び年齢別の平均給料の上昇その他の変動の割合
- 四 初めて長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）となった者のそのなった際の年齢の平均

同項第4項

前3項の場合においては、総務大臣は、あらかじめ、財務大臣の意見を聴いて、組合の短期給付及び長期給付に要する費用の算定の方法を定めなければならない。

同条第5項

法第114条第3項に規定する給料と掛金との割合（以下この項において「掛金率」という。）は、短期給付【略】、長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。）に係るものにあっては、総務大臣の定める基準に従って、掛金率を段階的に引き上げることによって、第3項の規定により算定した費用の額（法第113条第2項第3号に掲げる費用の額を除く。）と当該事業年度以後における法第113条第2項第2号の掛金、特別掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたって財政の均衡を保つことができるよう算定するものとする。

（平成16年改正後）

地方公務員等共済組合法 第113条

組合の給付に要する費用（老人保健法第53条第1項に規定する拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条の2第1項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）並びに介護保険法第150条第1項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに基礎年金拠出金に係る負担に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用【略】長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第3項第2号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、次項第3号に掲げるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあってはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第3号に規定する費用については、少なくとも5年ごとに再計算を行うものとする。

一、二 【略】

三 長期給付に要する費用については、その費用の予想額及び国の組合の国家公務員共済組合法第99条第1項第3号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第2号の掛金及び負担金の額、第24条（第38条第1項において準用する場合を含む。）の長期給付に充てるべき積立金及び第38条の8第1項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第99条第2項第2号の掛金及び負担金の額、同法第35条の2第1項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね100年間に相当する期間の終了時に組合及び国の組合に係る長期給付の支給に支障がないようにするために必要な額の積立金（地方の積立金及び国の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるよう定める。

地方公務員等共済組合法施行令 第28条第3項

組合の長期給付に要する費用（法第113条第1項に規定する長期給付に要する費用をいう。以下この条において同じ。）は、すべての組合の最近の数年間における組合員に係る次に掲げる事項及び基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の予想額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。ただし、当該事項によることが適當でないと認められる場合は、総務大臣の定めるところにより、厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料におけるこれらの事項に相当する事項その他適當な事項を基礎とすることができる。

- 一 組合員のうち退職した者、障害の状態となった者及び死亡した者の数の組合員の総数に対する組合員期間別及び年齢別の割合
- 二 年金である給付を受ける権利を失った者の数の年金である給付を受ける権利を有する者に対する年金の種類別及び受給者の年齢別の割合
- 三 組合員の組合員期間別及び年齢別の平均給料及び平均期末手当等の上昇その他の変動の割合
- 四 初めて長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）となった者のそのなった際の年齢の平均

同条第7項

長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。）に係る法第114条第3項に規定する給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合は、総務大臣の定める基準に従って、給料と掛金の割合及び期末手当等と掛金との割合を段階的に引き上げることによって、第3項の規定により算定した費用の額及び国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第12条第2項の規定により算定した額の合計額と、当該事業年度以後における法第113条第2項第2号の掛金及び負担金の額、法第24条の長期給付に充てるべき積立金及び法第38条の8第1項に規定する長期給付積立金（以下この項において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに国的新法第99条第2項第2号の掛金及び負担金の額、国的新法第35条の2第1項の長期給付に充てるべき積立金（以下この項に置いて「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の合計額の合算額とが、法第113条第1項に規定する再計算を行う年以降おおむね100年間に相当する期間の終了時に組合及び国にかかる長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（地方の積立金及び国の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるように算定するものとする。

④私立学校教職員共済制度

(平成16年改正後)

私立学校教職員共済法 第27条第3項

前2項の規定による掛金は、加入者の標準給与の月額及び標準賞与の額を標準として算定するものとし、その標準給与の月額及び標準賞与の額と掛金との割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

日本私立学校振興・共済事業団共済規程 第26条の2

前条に定める掛金率については、次の各号に掲げる掛け金率の区分ごとに、当該各号に定める基準に従って計算することを原則とする。この場合において、第3号に規定する長期給付に係る財政については、少なくとも5年ごとに再計算を行うものとする。

一、二 【略】

三 長期給付分の掛け金率　　長期給付に要する費用（国民年金法の規定による基礎年金拠出金及び厚生年金保険法の規定による拠出金に要する費用を含み、共済法第35条第1項及び私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）附則第6条第1項の規定による国の補助に係るものを除く。）の予想額と、その費用に充てるべき掛け金及び積立金の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額とが、再計算を行う年以後おおむね100年間に相当する期間の終了時に長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるようすること。

⑤国民年金

(平成16年改正前)

国民年金法第87条第3項

「保険料の額は、この法律による給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも5年ごとに、この基準に従って再計算され、その結果に基づいて所要の調整が加えられるべきものとする。」

同条第5項

「前項の保険料の額は、その額が第3項の基準に適合するに至るまでの間、段階的に引き上げられるべきものとする。」

(平成16年改正後)

国民年金法第4条の3

- 1 「政府は、少なくとも5年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（以下「財政の現況及び見通し」という。）を作成しなければならない。
- 2 「前項の財政均衡期間（第16条の2第1項において「財政均衡期間」という。）は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね100年間とする。」
- 3 「政府は、第1項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。」

財計第2266号

平成16年8月3日

国家公務員共済組合連合会理事長・殿

財務省主計局長 藤井 秀人

国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について

国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）（以下「法」という）第99条第1項の規定に基づき平成16年10月1日までに行うものとされる国家公務員共済組合（以下「国共済」という。）の長期給付に要する費用の再計算（以下「再計算」という。）について、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第12条第2項及び第3項の規定により財務大臣が定めることとされている事項が下記のとおり定められたので、命により通知します。

記

1. 平成16年10月1日を基準時点として再計算を行うこと。
2. 長期給付に要する費用の算定に当たっては、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成16年法律第130号）」を前提とすること。
3. 将來の組合員数については、過去における組合員数の動向に鑑み、最近（平成13～15年度）の組合員数の生産年齢人口に対する割合の減少傾向が将来も続くものとして、「日本の将來推計人口（平成14年1月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）における中位推計を基礎として推計すること。

4. 基礎率（経済的要素）については、厚生年金と同様別表1のとおりとすること。
5. いわゆるマクロ経済スライドによるスライド調整率は、厚生年金と同様別表2のとおりとすること。
6. 法第99条第1項第3号に規定する「おおむね百年間に相当する期間の終了時」（以下、「最終年度」という）は、厚生年金と同様平成112年度とすること。
7. 保険料率は、最終保険料率に達するまでの間毎年9月（ただし、平成16年は10月）に引き上げるものとし、その際、平成16年より地方公務員共済組合（以下「地共済」という。）の保険料率との段階的な一本化を図り、平成21年に同一の保険料率となるようにすること。保険料率の毎年の引上げ幅は、組合員の負担増に配慮するとともに、厚生年金の保険料率の引上げ幅も考慮して、平成16年から平成21年までは1.29%を、平成22年以降は3.54%をそれぞれ下回らないものとすること。
8. 法第99条第1項第3号に規定する「長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金」は、厚生年金が支出額の1年分程度の積立金（いわゆる積立度合が1）を保有するものとしていることに加え、国共済及び地共済を合わせた保険者としての規模が厚生年金より小さいこと及び現に国共済及び地共済を合わせ厚生年金より高水準の積立金を現在保有していることにも配慮し、4つの積立度合のケース（①1、②2、③3、④4）について保険料率及び財政の見通しを作成すること。この場合、最終保険料率は、千分率表示による小数点以下の端数を切り上げた率とすること。
9. 基礎年金拠出金の国庫負担割合は、厚生年金と同様、平成17年度から平成20年度までは $1/3 + 11/1000$ とし、平成21年度以降は $1/2$ とすること。
10. 上記8による保険料率及び財政の見通しは、貴連合会と地方公務員共済組合連合会との間において、必要となる基礎数、基礎率その他必要なデータを交換して作成するとともに、その結果についてはそれぞれにおいて検証すること。

別表1

基礎率（経済的要素）

（単位：%）

	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り
平成17年度	0.5	1.3	1.6
平成18年度	1.2	2.0	2.3
平成19年度	1.5	2.3	2.6
平成20年度	1.9	2.7	3.0
平成21年度以降	1.0	2.1	3.2

別表2

マクロ経済スライドによるスライド調整率

(単位：%)

	新規裁定者		既裁定者
	報酬比例	定額	
平成17年度	-0.3	0.0	0.0
平成18年度	-0.4	0.0	0.0
平成19年度	-0.4	-0.4	0.0
平成20年度	-0.5	-0.5	-0.5
平成21年度	-0.8	-0.8	-0.8
平成22年度	-1.1	-1.1	-1.0
平成23年度	-1.3	-1.3	-1.0
平成24年度	-1.3	-1.3	-1.0
平成25年度	-1.2	-1.2	-1.0
平成26年度	-1.1	-1.1	-1.0
平成27年度	-1.1	-1.1	-1.0
平成28年度	-1.0	-1.0	-1.0
平成29年度	-0.9	-0.9	-0.9
平成30年度	-0.8	-0.8	-0.8
平成31年度	-0.8	-0.8	-0.8
平成32年度	-0.8	-0.8	-0.8
平成33年度	-0.8	-0.8	-0.8
平成34年度	-0.8	-0.8	-0.8
平成35年度	-0.3	-0.3	-0.3

総行福第205号
平成16年8月3日

地方公務員共済組合連合会理事長 殿

総務省自治行政局長

地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について（通知）

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）第113条第1項第3号の規定に基づく地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算（以下「再計算」という。）は、少なくとも5年ごとに行うこととされ、この再計算について、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第28条第3項及び第7項の規定により総務大臣が定めることとされている事項が下記のとおり定められたので、これらの事項に留意の上、その取扱いに遺憾のないように願います。

記

- 1 長期給付に要する費用（以下「費用」という。）の算定に当たっては、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第132号）による改正後の地共済法を前提とすること。
- 2 平成16年再計算は、いわゆる国家公務員共済組合（以下「国共済」という。）との財政単位の一元化を踏まえ、本年10月1日において行うこと。
- 3 費用の算定の基礎となる資料は、原則として平成12年度、平成13年度及び平成14年度のすべての地方公務員共済組合（以下「地共済」という。）の実績によるもの用いること。
- 4 上記3によっても、資料とすべき数値の変動が大きいこと等のため地共済の実績によることが不適当である場合には、必要に応じ厚生労働省の作成する生命表その他の公的資料を参考としてもよいこと。

なお、その基礎となる資料の精度その他の理由により当該方法により難い場合は、あらかじめ当省に協議すること。

- 5 地共済法第113条第1項第3号に規定する「おおむね百年間に相当する期間の終了時」は、平成112年度末とし、「長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金」は、地共済と国共済を合わせた保険者としての規模が厚生年金に比べ小さいことや、現に地共済と国共済を合わせた積立水準が厚生年金に比べ相対的に高いこと等を勘案して、積立度合が1、2、3及び4の四つの場合について保険料率及び財政の見通しを作成すること。
- 6 地共済の保険料率については、平成16年10月から毎年引き上げ、国共済の保険料率と段階的に一本化を図ることとし、平成21年に同一の保険料率とすること。
また、引上げ幅については、厚生年金の引上げ幅を参考とすること。ただし、厚生年金の引上げ幅を下回らないこと。
なお、平成17年以降の保険料率は、最終保険料率に到達するまで毎年9月に引き上げることとし、最終保険料率を算定する場合において、千分率で1未満の端数があるときは、小数点以下の端数は切り上げること。
- 7 将来の地共済の組合員数については、日本の将来推計人口（平成14年1月推計（中位推計））等を基礎として、その生産年齢（15～64歳）人口に対する比率が一定であるものとして見込むこと。
ただし、最近の組合員数の減少傾向を反映させるため、平成16年度から20年間は、平成15年度以前の20年間の組合員数の生産年齢人口に対する減少傾向が続くものとして組合員数を見込むこと。
- 8 財政の見通しを作成する際に用いる基礎率（経済的因素）や、いわゆるマクロ経済スライドによる給付の調整を行う期間及びスライド調整率については、厚生年金の平成16年財政再計算において用いられた前提と同様とすること。
- 9 基礎年金拠出金の負担に要する費用の公的負担の額は、公的負担割合について平成17年度から平成20年度までは3分の1に1000分の11を加えたものとして、平成21年度以降は2分の1に引き上げられたものとして見込むこと。
- 10 保険料率及び財政の見通しの算定は、貴連合会と国家公務員共済組合連合会との間において、その算定に必要となる基礎数、基礎率その他必要なデータを交換して行うこと。また、算定された結果については、それぞれ検証を行うこととすること。

- 11 再計算を行った結果については、あらかじめ算定の過程等について当省の確認を得た上、公表されたいこと。
- 12 給料又は期末手当等と掛金との割合及び給料又は期末手当等と負担金との割合の変更については、速やかに定款変更にかかる諸手続きを完了し、本年9月末日までに総務大臣の認可を得ること。